

**一般社団法人キャッシュレス推進協議会  
会費規程**

**2018年7月**

## 第1条 目的

本規程は、定款第 7 条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 会費の種類

会員は、会費として、年会費及び本協議会におけるプロジェクト等（別途定めるプロジェクト運営規程に基づき設置、運営される検討テーマ別の会議体をいう。）の参加費（以下「プロジェクト参加費」という。）を納入しなければならない。

## 第3条 年会費

- 1 年会費は、定款第 5 条に定める会員種別に応じて、以下のとおりとする。
  - (1) 正会員 「別表 1」に基づき算出する
  - (2) 賛助会員 1,000,000 円
  - (3) 団体会員 無料
  - (4) 自治体会員 無料
  - (5) 個人会員 無料
- 2 年会費の計算期間は事業年度と同じ 1 年とする。
- 3 事業年度の途中で入会した場合であっても、当該年度の年会費を全額納入しなければならない。

## 第4条 プロジェクト参加費

プロジェクト参加費は、定款第 5 条に定める会員種別に応じて、以下の計算式に基づき算出する。賛助会員については、プロジェクト参加を認めておらず、プロジェクト参加費は発生しない。なお、参加プロジェクトの数は、プロジェクト等ごとに 1 とする。

- (1) 正会員  $(\text{参加プロジェクト数} - 2) \times 200,000 \text{ 円}$   
ただし、プロジェクト参加費が負の値となる場合は、無料とする。
- (2) 団体会員  $\text{参加プロジェクト数} \times 100,000 \text{ 円}$
- (3) 自治体会員 無料
- (4) 個人会員 無料

## 第5条 会費の納入方法

- 1 会費及びプロジェクト参加費は、本協議会が指定する銀行口座に振り込む方法により納付しなければならない。振込手数料は、会員の負担とする。

2 会員は、入会時に、事務局より発出する入会通知書に記載の入金期日までに、記載の会費額を納付しなければならない。なお、入会時に支払う会費は、年会費及び当初参加プロジェクトから算出された入金額の合計額とする。

3 プロジェクト等に新たに参加する場合において、前条に定めるプロジェクト参加費が発生する場合は、会員は、速やかに当該プロジェクト参加費を支払う。

#### 第6条 その他

本規程の改正については、社員総会における承認を得なければならない。

#### 第7条 附則

本規程は、本協議会の登記をした日から施行する。

別紙1 正会員年会費テーブル

入会区分	社員数	年会費
提供サイド	101人以上	700,000円
	11人以上 100人以下	500,000円
	10人以下	100,000円
利用サイド	101人以上	300,000円
	51人以上 100人以下	100,000円
	50人以下	50,000円

※提供サイド…金融業（銀行業、共同組織金融業）、金融業（貸金業、クレジットカード業）、金融業（資金決済業等）、情報通信業（通信キャリア、ITベンダー、FinTech等）、経営コンサルタント業

※利用サイド…卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業等